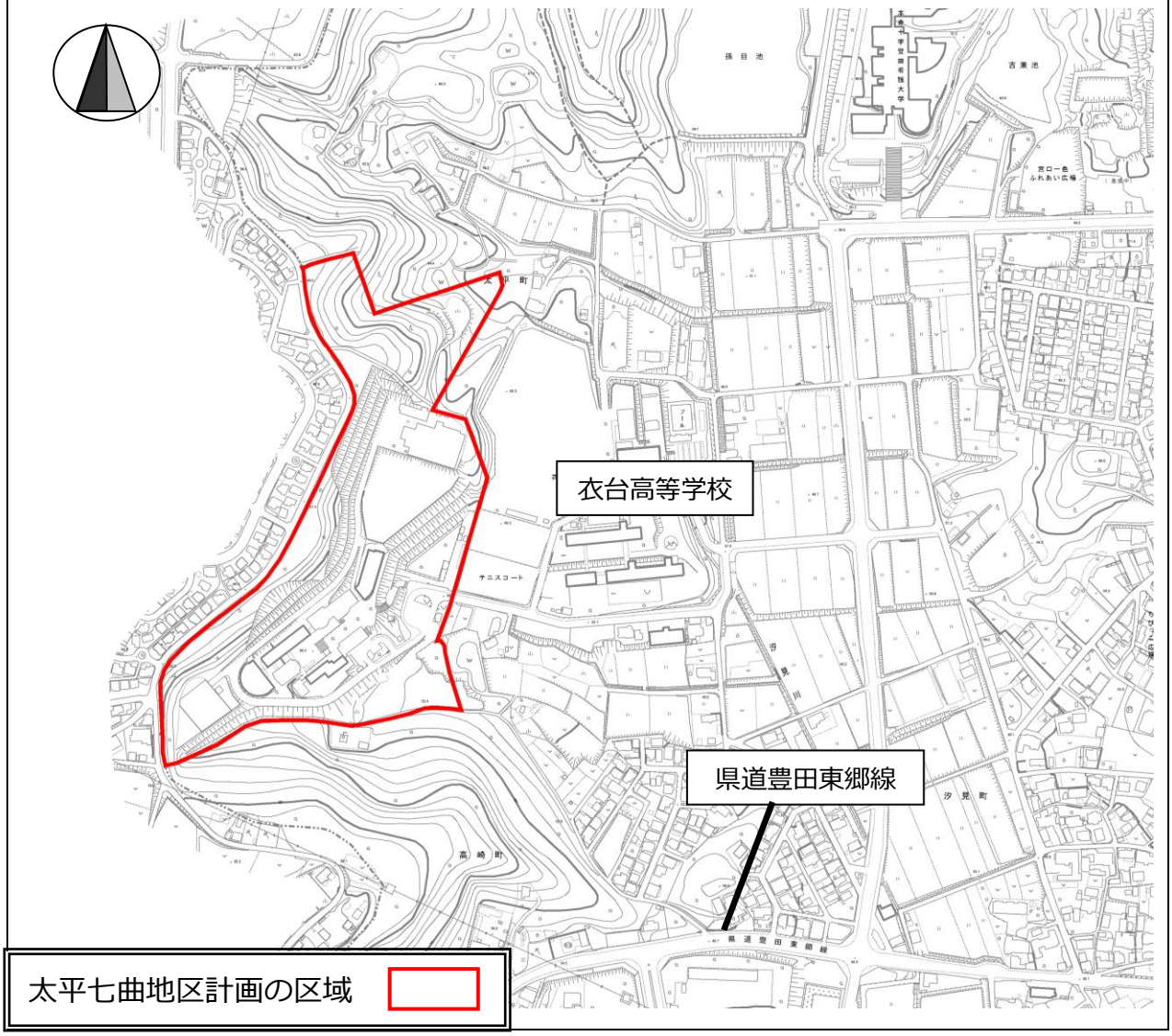
地区計画のルール

たいへいななまがり

太平七曲地区

【令和８年９月３０日告示】

名　　称	太平七曲地区計画
位　　置	豊田市太平町七曲及び高崎町北ノ脇の各一部
面　　積	約８．２ha



太平七曲地区計画の区域

太平七曲地区まちづくりの目標

周辺の住環境と調和し、ゆとりある良好な居住環境を保全し、秩序ある市街地の形成を図ります。

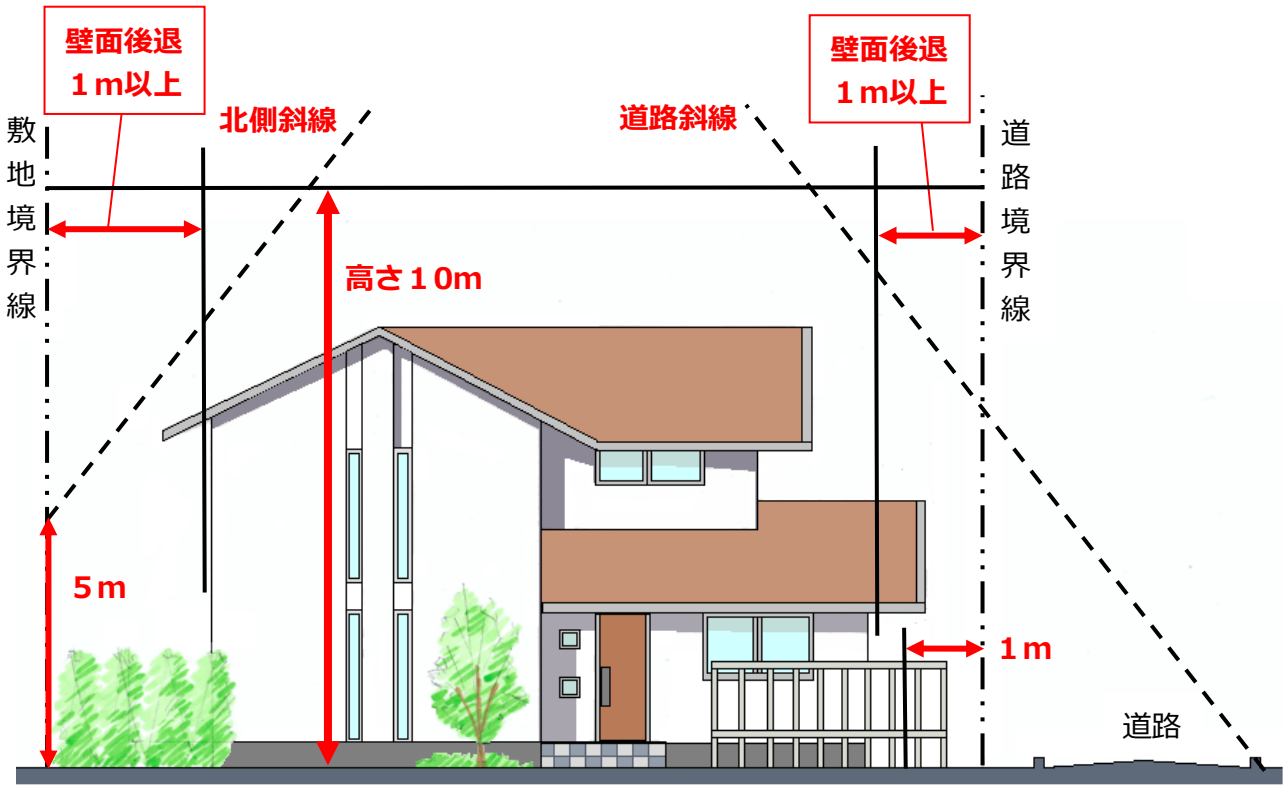
《太平七曲地区計画における建物に関するルール》

太平七曲地区では、以下の内容が建物について定められています。

① 用途の制限
② 建蔽率・容積率の最高限度
③ 敷地面積の最低限度
④ 壁面の位置の制限
⑤高さの制限
⑥形態・意匠の制限
⑦垣又はさくの構造の制限

区域内で建築できる建物は、住宅、住宅で事務所、店舗その他これらに類するものを兼ねるもの、集会所、老人ホーム等となります。

屋根や壁の色は、豊田市景観計画に基づき、周辺の環境と調和したものとしましょう。



敷地面積は２００㎡以上とします。

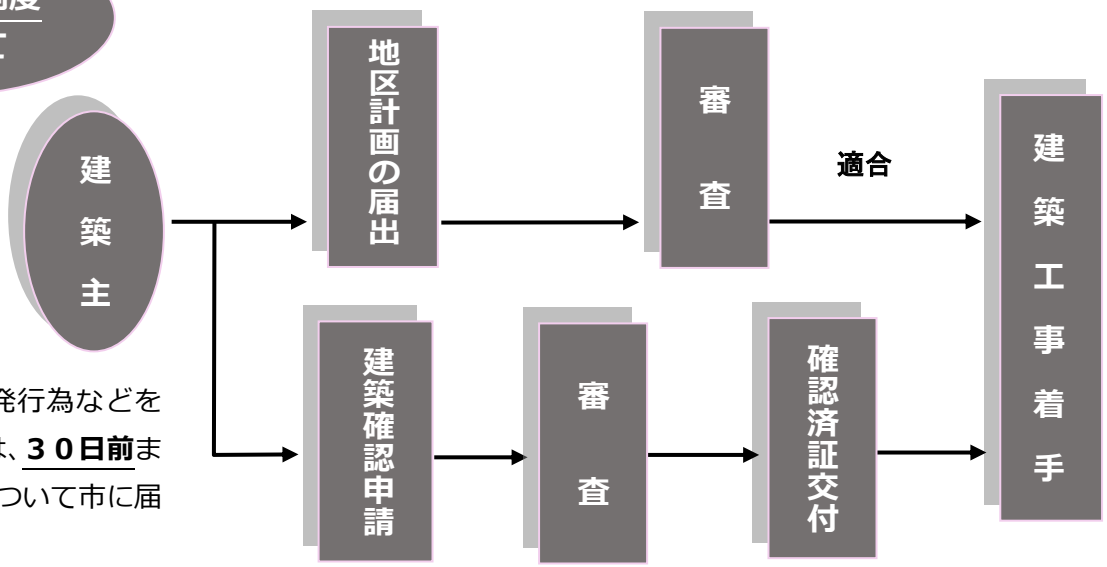
道路に接する敷地境界線から１ｍ未満に垣又はさくを設ける場合には、生垣やフェンスその他の透視性のある鉄さく等とします。

太平七曲地区計画のルール

<table>
<tr><td rowspan="28">地区整備計画</td><td colspan="2" rowspan="28">地区施設の配置及び規模</td><td rowspan="13">道路</td><td>名称</td><td>幅員</td><td>延長</td><td>配置</td></tr>
<tr><td>道路１号</td><td>９．５ｍ</td><td>約３１０ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>道路２号</td><td>６．０ｍ</td><td>約４１５ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>道路３号</td><td>６．０ｍ</td><td>約３１５ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>道路４号</td><td>６．０ｍ</td><td>約　８０ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>道路５号</td><td>６．０ｍ</td><td>約　７０ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>道路６号</td><td>６．０ｍ</td><td>約　４０ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>道路７号</td><td>６．０ｍ</td><td>約　８５ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>道路８号</td><td>６．０ｍ</td><td>約　８０ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>道路９号</td><td>６．０ｍ</td><td>約　５５ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>道路 10 号</td><td>６．０ｍ</td><td>約１４０ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>道路 11 号</td><td>６．０ｍ</td><td>約　２５ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公園</td><td>名称</td><td colspan="2">面積</td><td>配置</td></tr>
<tr><td>公園１号</td><td colspan="2">約　２，２９５㎡</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td>公園２号</td><td colspan="2">約　　３１５㎡</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑地</td><td>名称</td><td colspan="2">面積</td><td>配置</td></tr>
<tr><td>緑地１号</td><td colspan="2">約３５，６５５㎡</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雨水貯留浸透施設</td><td>名称</td><td colspan="2">容量</td><td>配置</td></tr>
<tr><td>調整池１号</td><td colspan="2">約５，００５㎥</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地区整備計画</td><td rowspan="4">建築物等に関する事項</td><td>建築物等の用途の制限</td><td colspan="4">次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
1　住宅
2　住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「法施行令」という。）第１３０条の３で定めるもの
3　集会所
4　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
5　巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する法施行令第１３０条の４で定める公益上必要な建築物
6　前各号の建築物に附属するもの（法施行令第１３０条の５で定めるものを除く。）</td></tr>
<tr><td>建築物の容積率の最高限度</td><td colspan="4">１０／１０</td></tr>
<tr><td>建築物の建蔽率の最高限度</td><td colspan="4">６／１０</td></tr>
<tr><td>建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="4">２００㎡</td></tr>
</table>

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、１m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 １　物置、車庫等で、軒の高さが２．５m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が１２㎡以内のもの ２　建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの
		建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さは１０m以下かつ建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第５６条及び第５６条の２において第一種低層住居専用地域で容積率の限度が１０／１０の区域に適用される規定に適合する高さとする。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。 １　建築物等の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に接する敷地境界線から１m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が０．６m以下のものに限る。）としなければならない。 ただし、門塀にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が５㎡以下のものはこの限りでない。
	土地の利用に関する事項		地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 １　非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ２　除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ３　枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ４　仮植した木竹の伐採 ５　測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 ６　その他市長が認める行為

届出勧告制度について



建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、**３０日前**までに、これらの計画について市に届出が必要となります。

計画図

ア～イ点間は、市町村界とする。
イ～ウ点間は、筆界とする。
ウ～エ点間は、字界とする。
エ～ア点間は、筆界とする。



地区計画凡例	
	地区計画区域 及び地区整備計画区域
	地区施設(道路)
	地区施設(公園・緑地)
	地区施設(調整池)

区域界凡例	
----	字界、町界等の行政界を 境界とする場合
－＋－	その他の場合

お問合せ
豊田市役所都市計画課　０５６５－３４－６６２０